

春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、一般家庭から排出される生ごみについて、家庭用生ごみ処理機による自家処理を促進することによりごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機購入者に対し、補助金を交付することとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、家庭用生ごみ処理機(生ごみを減容又は消滅させる機能を有するものに限る。以下「処理機」という。)を愛知県内の販売店から購入し、生ごみの減量化及び堆肥化のために適切に使用及び管理するものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、処理機の購入価格(消費税を含む。)の2分の1の額(その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、20,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式。以下「申請書」という。)に販売店の証明を受けて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の期限は、処理機を購入した日の属する年度の3月31日までとする。

3 第1項の規定による申請は、1世帯につき1回までとする。ただし、補助金に係る処理機について、購入後5年以上経過し、かつ、故障等により使用不能と認められる場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書(第2号様式)又は春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付申請却下通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付の決定を受けたものは、請求書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理後、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行し、同日以後に処理機を購入した者に係るものから適用する。

附 則

1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

2 改正後の春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱の規定は、平成24年9月1日以後に処理機を購入した者に係る補助金について適用し、同日前に処理機を購入した者に係る補助金については、なお従前の例による。